

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年 5月26日
照会部署名 別府年金事務所 適用調査課
照会担当者 アシスタントインストラクター(適用調査課長) 太田 成次
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 井島

(受付番号)

プロック本部受付番号 No. 2010-014	本部受付番号 No. 2010-635
-------------------------	---------------------

※ 受付番号は、プロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

被扶養者認定の際の収入について

(内容)

被扶養者認定の際の収入について、積み立て型の個人年金が満期となり受給を開始した際に、一括で受け取る場合は一時的な所得とみなし収入としては算入しないが、数年にわたり分割して受給する場合はどのように判断すべきか、お伺いします。

- ①貯蓄(預貯金)の解約と同様に考え、収入には含まない。
- ②税法上、積立金(元金)は非課税、利息は課税(雑所得扱い・預貯金と同じ)となっていることをふまえ、利息分のみ収入として算入する。
- ③定期的な収入とみなし、その年に受け取る額は全額収入として算入する。

上記のような考えがあり、対応者によって回答が変わる可能性があるため、見解をご教示願います。また、上記以外に考えによって判断すべき場合は、その判断基準をお示しください。

(ブロック本部回答)

個人年金は、一般的に保険型個人年金と貯蓄型個人年金に区別されるが、扶養認定においては、当該契約内容等に關係なくこれら全てを収入として算入するのか、或いは当該契約内容等により個々に判断するのかということについて、過去において明確な見解が示されていないことから本部品質管理Gへの照会をお願いしたい。

【参考】

※貯蓄型個人年金

一般的に貯蓄型個人年金は、加入者からの掛け金を運用し、そこから得られた利益を年金にして還元するものであるが、次の2つの種類に分類される。

- ①元本に手をつけずに利子や配当金を年金として受け取る元本据え置き型
- ②運用しながら元本と利息を取り崩して年金を受け取っていく元本取崩型

回答日 平成22年 6月 1日

回答部署名 九州ブロック本部適用徴収支援部厚年適用支援グループ

回答作成者 ニュアルインストラクター（グループ長）山口 茂

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

(本部回答)

扶養認定基準については、昭和52年4月6日保発第9号・府保発第9号により、収入基準を定めているところであり、収入の算定については、昭和61年4月1日府保険発第18号と同様の扱いをしているところである。

「年間収入」とは、認定時点での恒常的な収入の状況により算定することとされており、その収入の算定にあたっては、恒常的な収入には、恩給、年金給与所得、傷病手当金、失業給付金、資産所得等の収入で継続している入るもののがすべて含まれることされている。

得られる個人年金が、契約内容にかかわらず、数年にわたり分割して受給する場合は、継続的して入るものとみなし、収入として取り扱うことが妥当である。

なお、税法上の取扱いや考え方とは異なるため、課税・非課税は考慮しない。

回答日 平成22年11月18日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ
回答作成者 (一般) 上仁武
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認 (軽微なものについてはグループ長)	山上
----------------------------------	----